

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

平成25年2月25日

(下線部分改正)

新	旧
<p>第12条（取引価格）</p> <p>5. 取引価格がインターバンク市場の実勢レートから<u>1%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。なお、当社のカバー取引先が当社に提示したレートをバグレートと当社に通知した場合であって、そのバグレートを当社が取引価格の算出に用い、<u>明らかに</u>バグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</p> <p>以上</p>	<p>第12条（取引価格）</p> <p>5. 取引価格がインターバンク市場の実勢レートから<u>5%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。なお、当社のカバー取引先が当社に提示したレートをバグレートと当社に通知した場合であって、そのバグレートを当社が取引価格の算出に用いた場合も同様の取扱いといたします。</p> <p>以上</p>